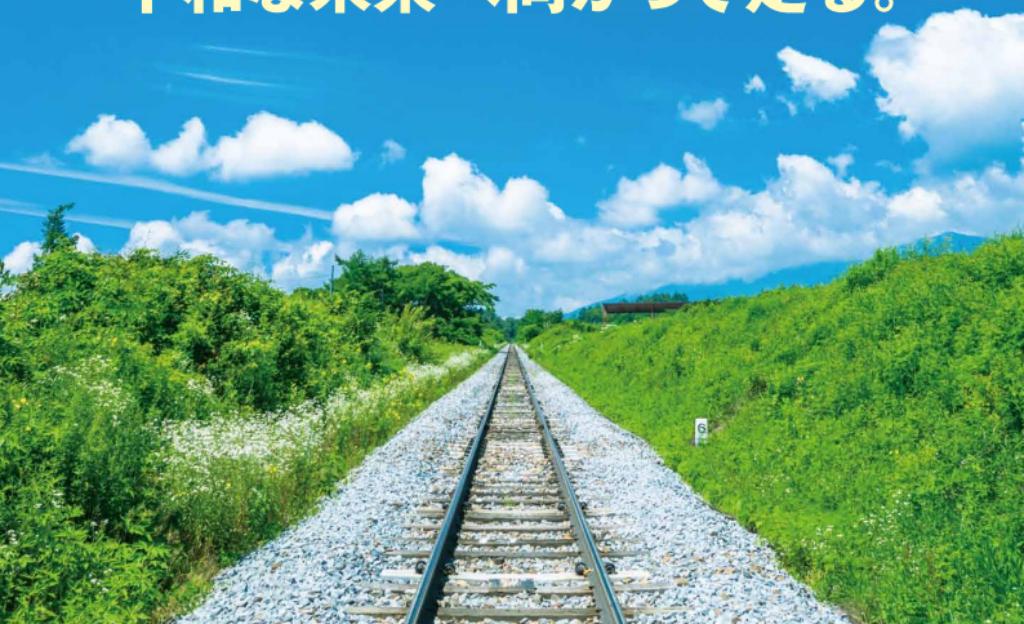


# NO MORE WAR

戦争のための  
乗り物じゃない

夢と希望と生命をのせて  
平和な未来へ向かって走る。



# 夢と希望と生命をのせて 平和な未来へ向かって走る

昨年、9月19日、国会で安全保障関連法が可決成立しました。多くの市民や労働者が国会を取り巻き反対の声をあげるなかでの強行採決でした。

昨年は、戦後70年の節目となる重要な年に、過去の戦争を反省し、戦争を放棄した国、日本が戦争へと大きく舵を切りました。

私たち国鉄労働組合は、終戦の翌年に結成し、労働者の権利と平和や民主主義を守るために今日まで70年間、運動をし続けてきました。

国鉄労働組合は、綱領に『われわれは、戦争に反対し、アジアと世界の完全な平和をめざしてたたかう』と示しています。

そこには、先の戦争の反省の上に立ち、鉄道は人々の暮らしを支えるためのもので兵隊や兵器を運ぶものではないと言う強い思いがあります。

2016年3月29日に安全保障関連法が施行されました。

私たちは、夢や希望と生命をのせて列車を走らせ続けることのできる未来を続けていきたいと願っています。

二度と戦地へ赴く人や他国の人々を傷つけ殺すための兵器を運ぶための列車は運行したくありません。

鉄路は平和な未来へ続くもの、戦争のための乗り物じゃない。





戦争しま線

2

安全保障関連法（戦争法）って何？

4

なんで安全保障関連法を作ったの？

6

憲法に違反しないの？

8

積極的に世界の平和に貢献する法律なのでは？

10

日本の周りの国は危険がいっぱい  
だから集団的自衛権は必要？

12

自衛隊の任務は変わるもの？

14

鉄道員には関係ない？

16

戦前に戻ってしまうと心配するけれど  
昔と違って自由もあるし…

18

法律ができてしまっているのに  
今更反対しても…

# 安全保障関連法（戦争法）って何？

あんぜんほしょうかんれんほう

戦争参加

戦争しない

閣議決定して国会に提出された正式名称は『平和安全法制』と言います。平和安全法制は『平和安全法制整備法』と『国際平和支援法』から成り立ち

- ①自衛隊法
  - ②国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律  
(国連PKO協力法)
  - ③周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律 (周辺事態安全確保法)
  - ④周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律  
(船舶検査活動法)
  - ⑤武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律 (事態対処法)
  - ⑥武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律 (米軍等行動関連措置法)
  - ⑦武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律  
(特定公共施設利用法)
  - ⑧武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律  
(海上輸送規制法)
  - ⑨武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律 (捕虜取扱い法)
  - ⑩国家安全保障会議設置法
- の 10 の法律をまとめて変更し、『国際平和支援法』と合わせて 11 の法律をまとめて成立させたものです。



なかなか分かりにくいですが、変更された自衛隊法ではこんなものが追加になりました。

### 76条 防衛出動

我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある事態

日本ではなく他国に対する攻撃で自衛隊が出動できるようになりました。同盟国が攻撃されたらどこにでも行って一緒に戦争すると言うことです。

「我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険のある事態」だから歯止めがかかっていると言いますが、この判断は政府が行うとしており、政府が危険だと言えば他国とともに戦争に参加することになります。



# なんで安全保障関連法を作ったの？

あんぜんほしょうかんれんほう

密接な関係の他国に対する攻撃

自衛権

安全保障関連法を国会で議論した際に

- 日本の平和と安全のため
- 国民の命を守るため
- 抑止力が高まり、紛争が回避され、我が国が戦争に巻き込まれることがなくなる

こんなことから安全保障関連法が必要だと政府側は言っています。

でも、おかしなことに追加の自衛隊法には “我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し…” と書いてあります。 「日本の平和と安全」や「国民の命を守るため」だけではなく、密接な関係の他国への攻撃に対して必要だとしています。

密接な関係の他国と言えば、誰しもアメリカがその中心の国であると想像ができますが、密接な他国の定義もあいまいです。

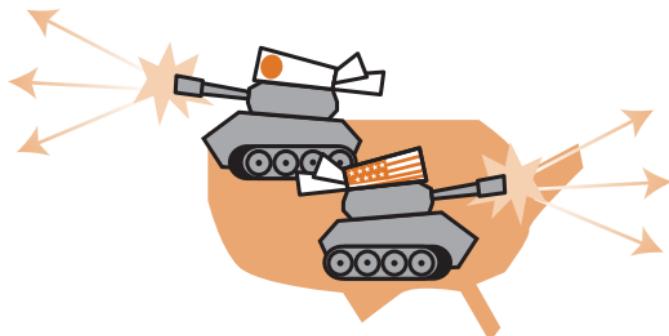
密接な他国に対しての武力攻撃は、他国の領土だけではなく、他国の基地や軍隊も当然含まれています。

密接な関係の他国、アメリカをはじめとして政府が密接な他国だと言った国と一緒に戦争するために作られた法律だと言うことが明らかです。



この他の国の攻撃に対して一緒に戦うことを『集団的自衛権』  
と言い、自分の国への攻撃に対して戦うことを『個別的自衛権』  
と言います。

私たちは、自らの防衛のためではなく、他国とともに戦争をするための法律なので戦争法と言っています。ここから、この法律を戦争法と表します。



# 憲法に違反しないの？

けんぽういはん

憲法の解釈を変える

憲法は権力を縛る

憲法9条には

- 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する
  - 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない
- と書いてあります。

素直に読むと

- 戦争はしないよ。他国とのトラブルがあっても武力で脅かしたり、攻撃はしないよ
  - 戦争のための戦力は持たないよ。戦争する権利も認めないよ
- と言うことになるはずです。

憲法9条からすると他国が攻撃されても一緒に戦争なんてできないはずです。そうです、集団的自衛権は憲法上認められておらず、歴代の内閣でも必要最小限の自衛権（個別的自衛権）は認められるけれど、集団的自衛権は認められないとしてきました。



しかし、政府は憲法を変更せずに集団的自衛権の行使ができる法律を作ってしまいました。安倍首相は、昭和 47 年の解釈にも集団的自衛権の考えが書かれていると言っていますが、当時の内閣法制局長※が「集団的自衛権行使ができるということは、憲法9条をいかに読んでも読み切れない」と言っています。

このような適当な解釈は許されるものではありません。

憲法はそもそも権力を縛るもので、権力は憲法に従うことがルールです。これを立憲主義と言います。

戦争法は、憲法違反であって、憲法の解釈を勝手に変えて強引に閣議決定から、国会で強行採決にまで持ち込んだことは立憲主義を無視したルール違反なのです。

※内閣法制局 法律や政府見解が憲法に反していないかなどチェックするところ



# 積極的に世界の平和に貢献する法律なのでは？

せかいのへいわ

武器をもって加勢

武力に頼らない外交

安倍首相がよく使う言葉に「積極的平和主義」と言うものがあります。

日本も受け身ではなくてもっと世界の平和のために打って出ようと言うものだそうです。今、世界各国で多くの紛争が起きているのだから積極的に出て行って、その国の平和に貢献することが必要なのだと思います。

積極的に出ていくとは「何なの？」と聞きたくなります。自衛隊が積極的に紛争国に行って平和のために貢献すると言いますが、他の軍隊が武器を持ってきたら、その国での紛争当事者はどう思うでしょうか。

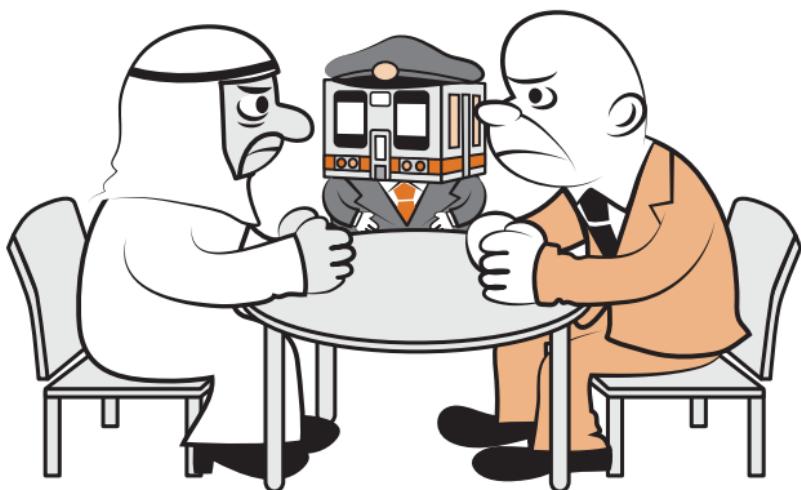
片方は「味方が武器を持って加勢にきてくれた～」と喜びますが、片方は「別の敵がまたきやがった、こいつもやっつまえ」と思うはずです。

近年では、「対テロ」という名目や「自由と民主主義をもたらす」ために積極的に行動するとしてアメリカを中心に軍事介入が中東やアフリカで行われています。この軍事介入に多くの国が協力し、その協力した国ではテロが発生しています。



軍事介入をされた国では、多くの国民が命や家族、大切な財産を奪われたどころか、今なお、内戦状態やテロが起きて平和とはほど遠い状況になっています。軍事介入した国でもテロなどで国民の命が奪われ傷つく事態が生まれています。

紛争国に平和をもたらすのは、武器を持って軍隊が駆け付けることではなく、当事者どうしが話し合いができるように積極的に働きかけ、武力に頼らない外交こそが必要です。



# 日本の周りの国は危険がいっぱいだから 集団的自衛権は必要？

まわりのくにはきけん？

個別的自衛権

集団的自衛権

最近では、朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）がミサイル発射するし、中華人民共和国（中国）が「尖閣諸島は、中国の領土だ」って主張して強引に監視船を派遣したり、南沙諸島でも埋め立てして軍事拠点を造ったりしている。こんな状況だから、アメリカともっと同盟を強めてけん制すれば、領土も侵されないし、危険が少なくなると言う人もいますし、国会でも同じようなことを言っています。

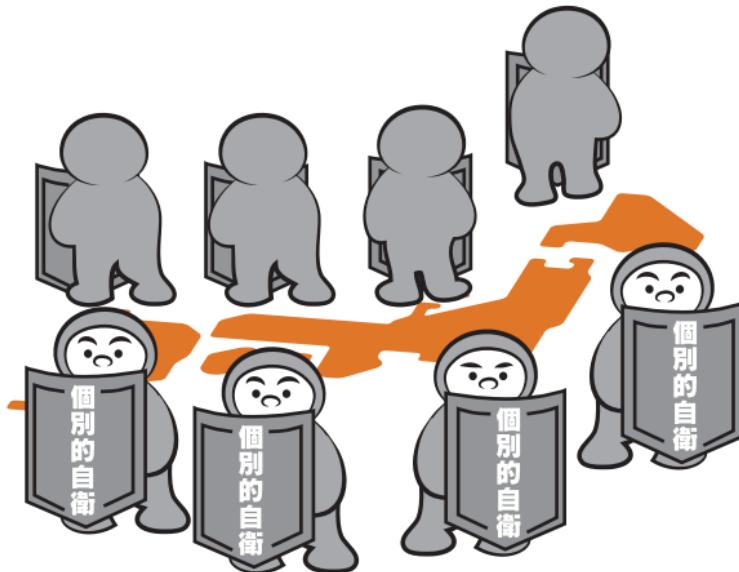
ミサイルを日本に打ちこまれたらと考えたらぞっとしますし、日本の領土を侵されたらと考えたらもっとぞっとします。

当然、ミサイルを発射する行為や他国の領土を侵す行為は断じて許せません。

しかし、集団的自衛権とはあまり関係ないはずです。日本にミサイルが打ち込まれたら、今の個別的自衛権を発動して打ち落とすことができます。また、領土が侵されたら、これも個別的自衛権で対応できます。



日本の周りの国は危険がいっぱいだとしても集団的自衛権の行使が必要だと言うことはありません。



# 自衛隊の任務は変わるの？

じえいたいのにんむ

任務遂行のため

自己防衛に限る

自衛隊の任務は、国土防衛や災害派遣を専門としてきました。防衛面では「専守防衛」という言葉があり、他国から侵略されそうな状況に陥っても、先制攻撃は行わず、侵略してきた他国に対して自国の領土内で防衛を行うと言うことが、自衛隊の基本的な姿勢でした。

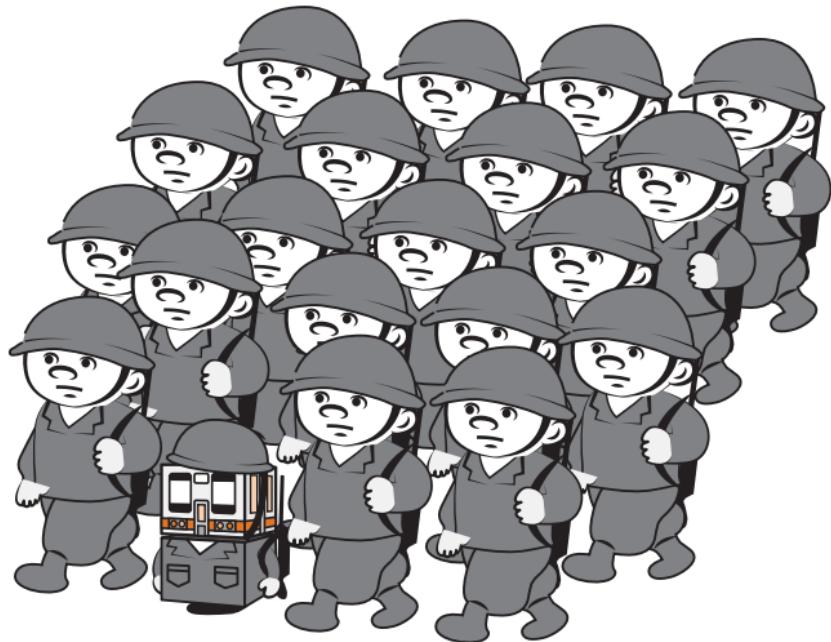
しかし、湾岸戦争ではペルシャ湾に機雷を取り除くための掃海艇を派遣したことからはじまり、アメリカとイラクの戦争などではインド洋沖で給油活動を行うなど戦争の後方支援をしてきました。そしてPKOにも参加し、カンボジアやモザンビーク、東ティモールなど多くの国に自衛隊を派遣し、南スーダンでは現在も継続しています。

これらのPKOでの海外派遣では、道路の整備などが主な任務でしたが警備や地域の巡回が加えられ、武器の使用はあくまでも「自己防衛に限る」としてきましたが、「任務遂行のため」の使用が今回認められました。



また、防衛省の内部文書では、PKOに参加している他国部隊や文民要員が離れた場所で武装集団に襲われた場合などに自衛隊が救出に向かう、「駆け付け警護」と言われるものまでが明記されています。そこには任務遂行のための武器使用は不可欠であるとされています。

戦争法によって自衛隊が他国の軍隊とまったく変わらなくなることがあります。



# 鉄道員には関係ない？

てつどういん

関係ない

関係ある

戦争法が成立したからと言って私たち鉄道員には関係ないだろうと思っている人も多いと思います。

しかし、驚くことに戦争法の下で、民間企業で働く普通の船員を予備自衛官として登録して有事の際には活用しようということが明らかになっています。

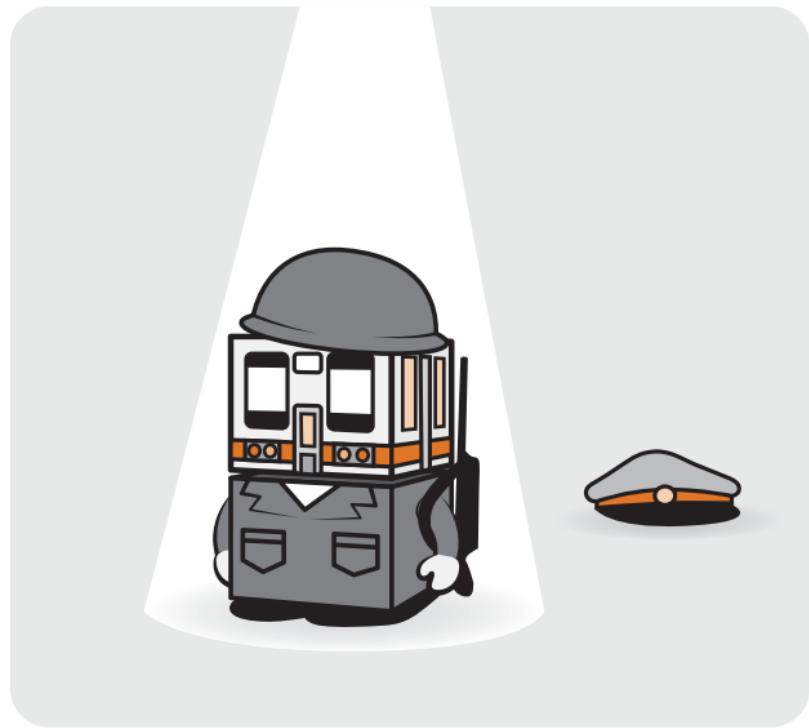
有事の際には、船舶、航空機、鉄道などは自衛隊員や兵器を輸送するのに欠かせない手段となります。自衛隊法や周辺事態法、武力攻撃事態法、国民保護法などで自衛隊や米軍への民間事業者の協力が明記されています。

国民保護法と言うとまるで国民保護のための法律であるかのように見えますが、有事の際には企業や自治体などを国の指揮下に組み込むことができる法律です。その組み込むことができる指定公共機関は 160 あり、JR 各社も含まれています。JR 各社のホームページには、有事の際の対応をまとめた「国民保護業務計画」がアップされています。

戦争法と国民保護法や自衛隊法などいくつかの法律がセットになり、私たち鉄道で働く労働者も船員と同様に徴用が出来る仕組みが作られています。



戦争法などの法律の下で私たち鉄道員にも紛争地域での線路の補修や輸送を行うように命令が出ることも当然考えられ、戦争法は、私たち鉄道で働く労働者にも密接にかかわる危険なものなのです。



# 戦前に戻ってしまうと心配するけれど 昔と違って自由もあるし…

むかしとちがう

自由をうばわれる

何も変わらない日常

「今は、自由な時代だから大丈夫、戦前みたいにはならないよ」と普通は考えてしまいます。戦争法が通ったからと言って日常は何も変わっていないのかもしれません。しかし、ここ数年できな臭い法律が成立させられています。

その一つに「特定秘密保護法」というものが成立しています。これは、国の安全保障に関わる「軍事」「外交」「スパイ活動の防止」「テロ活動の防止」が対象になっています。特定秘密に指定されたことを漏らした公務員をはじめ国民が処罰の対象になっています。

何が秘密に指定されているのかも明確ではありませんが、私たちが「自衛隊の〇〇隊が新幹線で東京から三島まで乗っていたよ」とか「今日は、沼津で大砲を積んで東京まで運んだよ」なんて飲みながら仲間に話していたら突然逮捕なんてこともあります。得る法律です。

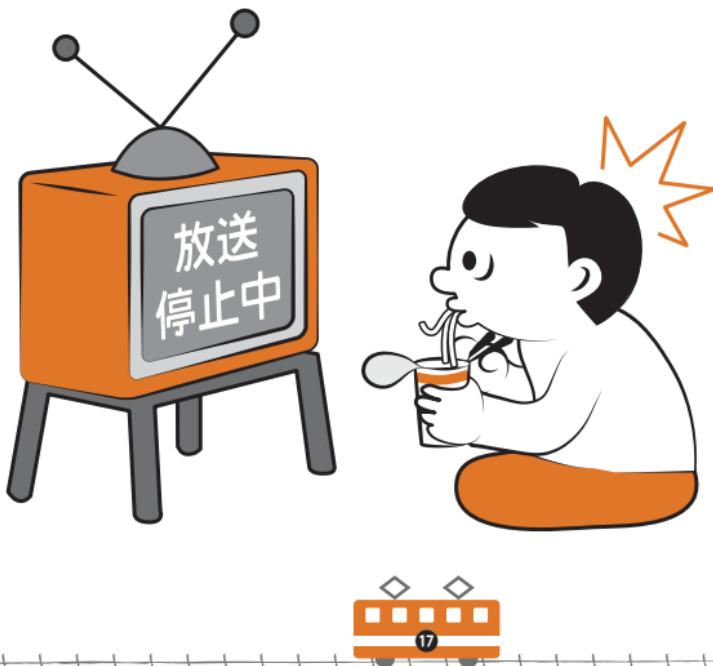
国民の知る権利や報道の自由、言論の自由を大きく制限するものです。最近は現役の大蔵が「政治的公平性を欠いたら電波



の停止もあり得る」と国会で発言するなど自由が侵され始めてきています。

また、戦争や災害時に憲法を停止できる「緊急事態条項」を設け、政府に憲法の縛りをなしに権限をすべて与え、国民は政府の指示に絶対服従だと危険な目論見も出ています。帝国憲法は、緊急勅令、戒厳宣告、天皇非常大権など多くの非常事態条項があり、戒厳令下の関東大震災で朝鮮人や無政府主義者などが虐殺されています。「緊急事態条項」は、戒厳令を復活させ、国民の自由や日常生活を奪い去る危険なものです。

近年の日本は、気が付いたら自由が奪い去られ、国家が国民に命令する世の中に近づいてきて、気が付いたら戦争に駆り出される世の中になりつつあります。



# 法律ができてしまっているのに 今更反対しても…

いまさら

戦争法廃止

野党は共闘

戦争法をはじめとして、こんなに危ない法律があるのは判つたけれど、もう、法律ができてしまっているのだから今更反対しても仕方ないのでは、と思っている人も多いのではないかでしょうか。

戦争法については、多くの国民の皆さんのが少なからず危ないと感じ、反対だと思っているはずです。

その表れが、国会前に多くの労働組合だけではなく、大学生や高校生、ビジネスマンや OL などあらゆる階層の人々が集まって「戦争法反対」の声を上げていることです。

その声は、全国に広がり、全国各地で集会やデモが行われ、街中で、駅頭で反対の意思表示のスタンディングと言う行動も広がっています。

そして、今や「野党は共闘」を合言葉に戦争法に反対するすべての野党を共闘させて、選挙で勝利し、戦争法を廃止させようという運動が市民から巻き起こり、選挙での野党共闘のけん引車となっています。

「戦争法はおかしいな?」と思っているみなさん、何が問題なのか、周りの人と学習し、議論しましょう。



そして『戦争法反対』『日本を本当に戦争のできる国にさせない』『殺し、殺される戦争は反対』などの声を上げてください。声の上げ方は様々です。SNS で意思表示をしたり、集会に参加したり、カバンやバッグにグッズをつけたり、マイカーにシールを張ったりと様々です。

そして、選挙が大切です。ぜひ、選挙に行って反対する野党に投票しましょう。周りの人にも「戦争法反対の候補を当選させよう」と声をかけてください。

多くの市民の一つひとつの行動が「戦争法廃止」に結びつきます。

ともに頑張りましょう。





## 国鉄労働組合東海本部

〒105-0004 東京都港区新橋 5-15-5 交通ビル 4F

TEL 03-5403-1658 FAX 03-5403-1659

<http://www.kokurotokai.com>

